

様式第2号

表面

推進員番号 第 事務組合整理番号第	号
労働保険適正加入推進員証	
労働保険事務組合名	
上記の者は(一社)全国労働保険事務組合連合会 会長が委任した労働保険適正加入推進員である ことを証明します。	
労働保険適正加入推進員は、厚生労働省から業 務委託を受け、中小事業主への労働保険の適正加 入勧奨活動を行う。	
平成30年4月2日	
東京都千代田区五番町12番地3 五番町YSビル5階	
一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会会長	
この証明書の有効期限は、平成33年3月31日までです。	
番号第 号	
労働保険適正加入推進員証明書	
氏名	
生年月日	
上記の者は、労働保険加入促進業務の委託を受け た下記に掲げる事業者が委任した労働保険適正加 入推進員であることを証明する。	
事業者名 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会	
平成30年5月14日発行	
東京都千代田区霞が関1-2-2	
厚生労働省労働基準局長	
・本証明書は、平成33年3月31日まで有効です。 ・本証明書は、労働保険加入促進業務以外の目的には使用 できません。	

裏面

(注意)	
1 「競争の導入による公共サービス改革に関する法 律(平成18年法律第51号)」に基づき、労働保 険加入促進業務を民間事業者に委託しています。 民間事業者は、個人情報の保護に万全な体制を 講じております。 また、情報の目的外使用、漏洩等については、 法律により禁止されております。	
2 労働保険適正加入推進員は、この証明書を携帶 し、関係人にこれを提示しなければなりません。	
3 この証明書は、民間事業者から委任され、厚生 労働省に氏名登録された者に対して交付された証 明書であり、これを他人に貸与または譲渡するこ とはできません。	
4 この証明書は、毀損もしくは紛失したとき又は 記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に 届け出なければなりません。	
5 この証明書は、新たな証明書の交付を受けたと き又は資格を失ったときは、直ちに発行者に返納 しなければなりません。	
(参考) 労働保険適正加入推進員は、厚生労働省から委託 を受けた労働保険加入促進業務のうち、戸別訪問等 により事業主等に対する労働保険の加入勧奨及び制 度の周知等を実施します。	
本証明書を所持する労働保険適正加入推進員は、 労災保険法及び雇用保険法により、事業主に労働保険 (労災保険及び雇用保険)の加入勧奨活動を行います。	
(主な業務)	
・労働保険制度の説明 ・事業主等に対する加入促進の趣旨・目的の説明 ・申請・届出等に対する事業主の義務等の説明 ・労働保険事務組合制度の説明 ・その他前各号に掲げる業務に付帯する業務	
労働保険適正加入推進員は、労働保険加入促進業務 に関する知識を得た秘密を、厚生労働省の承認なしに 他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。	